

# 西東京市

# 子ども条例

## できました!!



「いこいな」  
©シンエイ／西東京市

西東京市では、まち全体で今と未来を生きる全ての子どもの育ちを支えていくため、「子ども条例」をつくりました。

子ども条例には、はじめに、基本的な考え方や皆さんへのメッセージとして「前文」が書かれています。

また、子どもの育ちを支える人たちの役割や子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できる仕組みをつくること等が書かれています。

西東京市子ども条例の全文は、西東京市 Web からご覧になれます。

[西東京市 子ども条例](#)

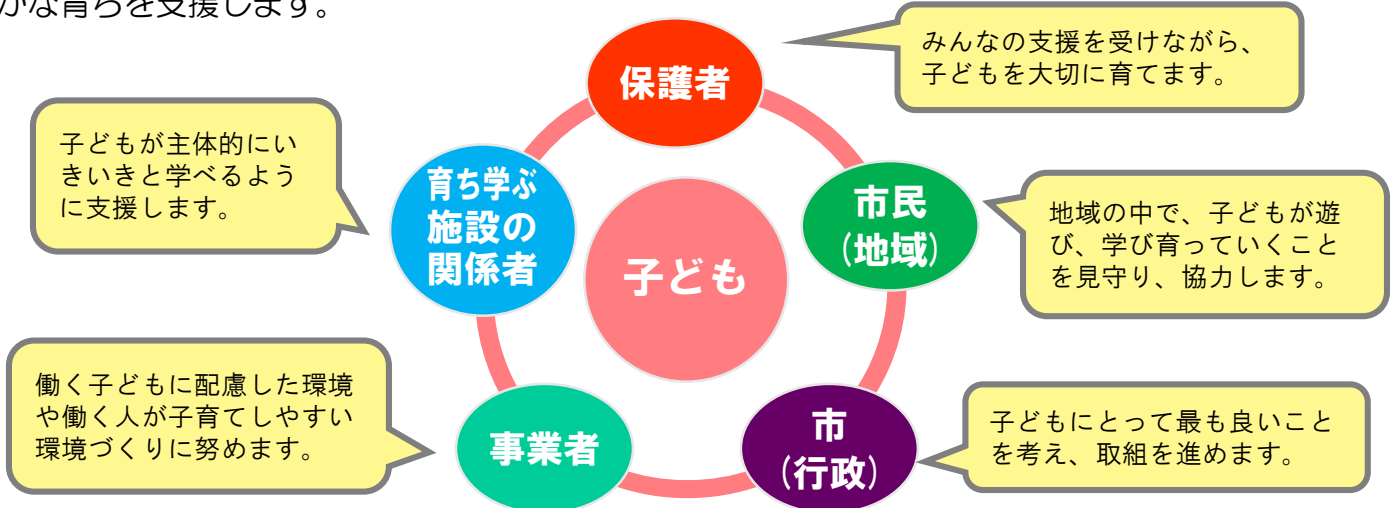
[検索](#) ←

【発行】西東京市 子育て支援部 子育て支援課

## 【子どもの育ちを支える人たちの役割】

(子ども条例 第1章に記載)

市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民や事業者は、お互いに連携・協働して子どもの健やかな育ちを支援します。



## 【子どものための取組】

(子ども条例 第3章に記載)

「子どもにやさしい西東京」を目指して、主に7つの取組を進めていきます。

- 虐待を防ぎます。
- いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- 子どもの貧困を防ぎます。
- こころとからだの健康と安全な環境をつくります。
- 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



### ＜子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）＞

子ども条例は、子どもの権利条約やその条約を理念とした児童福祉法等を踏まえています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合でつくられ、子どもの権利の基本が定められています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前持っているもので、**4つの柱**と**一般原則**があるとされています。

#### ◆4つの柱

- ① **生きる権利** … 全ての子どもの命が守られること。
- ② **育つ権利** … 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援等を受け、友だちと遊んだりすること。
- ③ **守られる権利** … 暴力や搾取、有害な労働等から守られること。いじめ、貧困等の困難な状況から守られること。
- ④ **参加する権利** … 自由に意見を表現したり、団体をつくりたりできること。

#### ◆一般原則

- ① **生命、生存及び発達に対する権利**  
全ての子どもの命が守られ、成長できるよう、生活への支援等を受けることができます。
- ② **子どもの最善の利益**  
子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ③ **子どもの意見の尊重**  
子どもは関係のある事柄に自由に意見を表すことができ、おとなは発達に応じて十分考慮します。
- ④ **差別の禁止**  
全ての子どもは、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。